

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会等に関する要綱（平成25年4月1日制定）第8条第1項第4号の規定に基づき、同要綱第2条に規定する附属機関及び懇談会等（以下「審議会等」という。）の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）を公募するために必要な事項を定めるものとする。

(公募基準)

第2条 審議会等の委員等を選任し、又は決定するときは、当該審議会等の設置目的や審議事項等の特性に応じて、委員の一部又は全部を公募する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 専門的な知識や経験等を要するとき。
- (2) 利害関係者の処分に関する内容を扱うとき。
- (3) 審議会等の設置目的や審議事項等に照らして、公募が適さないと認められるとき。

(公募による委員等の割合)

第3条 公募による委員の人数は、審議会等の目的や性格及び委員数の規模等を考慮し、当該審議会等の委員等の実数における割合が20パーセント以上となることを目標に選任し、又は決定する。

(公募の方法)

第4条 審議会等の委員等の公募は、本市の広報紙及びホームページに募集記事を掲載するほか、報道機関への情報提供等、適切な方法をもって行うこととする。

2 募集記事に掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 募集趣旨及び所掌事務
- (3) 報酬等
- (4) 応募資格
- (5) 募集人数
- (6) 募集期間
- (7) 任期
- (8) 選考方法
- (9) 応募方法
- (10) 結果の通知方法
- (11) 問い合わせ先
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(応募資格)

第5条 審議会等の委員等の応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人で18歳以上の者。ただし、募集しようとする審議会等の根拠法令等に委員等の基準について特段の定めがある場合は、その条件によることとする。
- (2) 本市の職員及び議員でない者

(応募方法)

第6条 審議会等の委員等に応募しようとする者は、公募申込書（別記様式）に、応募の動機、抱負その他必要な事項を記載し、郵送又は持参により提出するものとする。

2 委員を公募しようとする審議会等の特性に応じて、必要と認めるときは、当該方法による応募に加えて、電子メール等による方法を組み合わせることができる。

(募集の時期)

第7条 公募による委員等の募集は、募集を開始する日のおおむね2箇月前を目途に周知を始め、おおむね1箇月間の募集期間を設けるものとする。ただし、審議会等の設置が急施を要する場合は、可能な方法によりできる限り十分な周知期間を設けるものとする。

(選考方法等)

第8条 公募による委員等の選考は、次に掲げる方法のうちから適当と思われる方法で選考すること

とし、審議会等の設置目的及び審議事項等に照らし、必要に応じて、年齢構成及び地域性についても偏ることがないように配慮する。

- (1) 書類
- (2) 小論文
- (3) 面接
- (4) 抽選
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる方法

2 公募による委員等の候補者として、第1項の規定により審査して選考する者の数は、当該委員等の人数に次点として1人を加えた数とする。

3 選考作業は募集期間終了後、原則として2週間以内に行い、委員を決定するものとする。
(再募集等)

第9条 委員の公募を実施したにもかかわらず、応募がなかった場合又は公募による委員等として募集した人数に達しなかったにもかかわらず、当該募集した人数を満たす必要がある場合は、再募集や関係団体からの推薦によるなど他の方法で委員を選任し、又は決定することができる。

(応募者への通知)

第10条 選考の結果については、各応募者に通知するものとする。

(事務の所管)

第11条 公募に係る事務は、各担当課が所管する。

(運用状況の報告)

第12条 審議会等の公募に係る事務を担当する課は、毎年10月1日を基準日に、公募の有無、公募委員の人数、応募者の人数、公募委員選考日等について、総務部総務課に報告する。

2 総務部総務課は、審議会等の委員公募の運用状況を明らかにするため、各課の報告を取りまとめ、本市のホームページ等で公表するものとする。

審議会等委員応募申込書

審議会等の名称				
ふりがな		男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日
氏 名				
住 所	〒 -			
電話番号		F A X		
職 業		勤 務 先		

学歴・職歴・社会活動歴など（主なもの）

年	月	

免許・資格

年	月	

応 募 の 動 機 ・ 抱 負 な ど	